

[平成15年 決算審査特別委員会（一般会計・特別会計）]

委員(吉沢章子)

吉沢章子 委員 おはようございます。私は、平成14年度本市の一般会計決算に関連いたしまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

初めに、家庭ごみ収集の広報と有料化事業系ごみについて環境局長に、関連して財政局長に伺います。ごみの収集方法が一部改正され、粗大ごみの有料化、北部地域でのペットボトルの回収開始、さらには事業系ごみの有料化など、市民生活に直接関係の深い、ごみにかかわる事業が今変わりつつあります。いまだ実施されていないペットボトル以外の容器包装リサイクル法への対応など、今後もごみの減量、リサイクルの一層の促進を図り、他都市におくれることなく、市民の皆さんに御理解いただける施策の実行をしなければなりません。

このたび、UNEP 国連環境計画との連携を図り、地球環境規模での環境問題取り組みに向けての姿勢を、川崎市として明確にしつつあるところでございます。かけがえのない地球環境と、その地球に住む生き物すべてのために、そして市民のために、川崎市としての環境プランの策定に大きく期待をするところであります。さて、近年、環境問題に即つながるごみに関する市民の皆さんの意識は非常に高く、市のリサイクル、リユース、資源循環型社会の構築に向けて取り組む姿勢に対しては、一定の御理解を得ているところだと思います。

そこで伺います。まずは、来年の4月1日から変わるごみ収集事業の内容について、今後どのように市民の皆さんに広報していくのか、その具体的な方法について、家庭ごみ、事業系ごみ、それぞれについて環境局長に伺います。

川副有康 環境局長 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例改正に伴う広報についての御質問でございますが、条例改正の概要につきましては、市政だよりへの掲載を初めといたしまして、各町内会・自治会への回覧用リーフレット及びくらしとごみのカレンダー、さらには各ごみ集積所へのポスター貼付等によりましてお知らせしてきたところでございます。また、事業系ごみにつきましては、許可業者収集への円滑な移行を図るため、現在市が収集しております全事業者に対しましてダイレクトメールを送付いたしますとともに、いさご会館や多摩市民館など4会場での地区別の説明会、事業者の業種別団体や各商店会への説明会などを開催し、周知してまいりました。

今後の広報計画についてでございますが、まず家庭系ごみにつきましては、粗大ごみの具体的な取り扱い内容等について、新聞への折り込みチラシ、リーフレットの各戸配布、ごみ収集車からの広報等を通じまして周知を図ってまいります。また、事業系ごみにつきましては、来年1月末までに未実施の業種別団体及び各商店会に対しまして説明会などを開催いたしますとともに、2月には教育文化会館や麻生市民館など5会場におきまして、計7回の地区別の説明会を改めて開催することとしております。あわせまして、新聞への折り込みチラシを実施いたしますとともに、全事業者を対象に広報用パンフレットを配布いたしまして、許可業者収集への移行について周知の徹底を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

吉沢章子 委員 広報についてはしっかりと御理解を得るよう、周知していただきたいと思えます。事業系ごみの有料化に関して、私もある説明会に参加をさせていただいた折、御意見として、負担がふえるということについて、事実上の増税のようで大変だが、応益性や受益者負担の原理、また市の財政難や事業者の処理責任の観点からも、おおむね理解はするとの市民の声は伺っておりました。しかしながら、ごく最近、私はこんなお話を伺いました。ある商店街の会長さんによりますと、事業系ごみの収集の件で許可業者に見積もりをとろうとしたが返事があやふやだ、どうも前もって協定を結んでいるのではないかとのことでした。もし協定が本当であるとすれば、これは施策の実行の根幹にかかわる大問題であり、平等な競争原理が働かないようでは、市の監督責任が問われて当然の事態であります。この件についての認識と対応、さらに今後の許可業者に対する指導、監督方法について伺います。

また、今回事業系ごみを有料化することにより得られる財源は金額にしてどのくらいになるのか、またその財源は何に向けられるのか伺います。さらに、粗大ごみの有料化により見込まれる収入はどの程度を想定しているのか、その使い道のビジョンがあるのかを伺います。

川副有康 環境局長 事業系ごみの許可業者への移行等についての御質問でございますが、初めに、許可業者への指導についてでございますが、10月2日以降の事業者説明会等の中で、委託契約を結ぶに当たりまして、事業者の皆様から許可業者を紹介してほしいとの御要望がございましたが、市といたしましては特定の許可業者を紹介することができませんことから、数社との見積もり合わせによる選定をお願いしております。御指摘の、前もって協定を結んでいるのではないかとこの点につきましては、独占禁止法第3条の規定の取り扱いにつきまして、既に公正取引委員会に照会し、具体的な事例を引用するなど、約10例ほどのQ & Aを整理いたしまして、許可業者への全体説明会におきまして具体的に説明するなど、指導の徹底を図ってきたところでございます。

また、許可業者との見積もり合わせの件についてでございますが、生活環境事業所からの状況等を確認いたしましたところ、許可業者団体から数社の業者が提示されていることに対し、その提示以外の業者との見積もり合わせをとるに際しての事案であろうかと推測するところでございますが、あくまでも許可業者団体が加盟許可業者の中から特定の業者を紹介することとしまして、仮に紹介する許可業者以外の業者を希望する場合には、事業者の希望に沿って契約することとしております。なお、こうした取り扱いにつきましては、改めて各生活環境事業所を通して、許可業者団体への指導の徹底を図っております。

次に、事業系ごみの許可業者収集への移行に伴う増収額といたしましては4億3,000万円を、また粗大ごみの手数料改正に伴う増収額は3億7,000万円を見込むものでございます。なお、これらの手数料につきましては、ごみの減量、リサイクルの推進に資する廃棄物処理事業を初めとする環境施策の財源とされるものと考えております。以上でございます。

吉沢章子 委員 大変な時代でございます。1円でも安いところへ頼みたいという中小零細の事業者さんの実情を顧みるとき、また、それでもなお、ごみ事業に対して御理解を

してくださろうとするお気持ちを考えるとき、市は施策の実行者としての責任をさらに重く受けとめ、疑いを持たれるような事態を二度と招くことのないよう、より一層の指導の徹底と情報の透明性の確保を強く求めます。プロジェクトは信頼関係の上にこそ成り立ち、その成功もまた信頼がなくてはならないものだと言及をいたします。また、増収の見込みは合計で約8億円ということでございます。リサイクル事業の推進の財源などということで、使い道の明解なお答えはございませんでしたが、市民の皆さんに御納得いただくには、より明解な使途が示されるべきと、これも指摘をさせていただきます。

さて、ここで視点を変えて、財政局長に伺いますが、今期決算で出資法人、いわゆる25%以上本市が出資している法人に支出した補助金の総額は幾らになるでしょうか。金額と支出した出資法人の数についてお答えください。

湖澤孝夫 財政局長 出資法人に対する補助金についての御質問でございますが、平成14年度決算において、市が25%以上出資している39法人のうち、補助金を出資している法人は財団法人川崎市国際交流協会を初めとする30法人でございます。その総額は60億3,807万6,000円となっております。以上でございます。

吉沢章子 委員 補助金60億円余りというお答えでございました。出資率25%以下の法人を含めると、さらに金額はアップするはずで、受益者負担の原則において、市民の皆さんに御負担をいただいて、先ほどの8億円でございます。60億円という大きな金額は、もっとスリム化できるはずでございます。出資法人がすべて不要であるとは申しません。黒字決算の補助金なしという法人もあり、市民にとって有益な法人もあります。が、しかし、本当に必要かどうか、しっかりとした精査が必要であります。行革プランにもうたわれ、また指定管理者への移行などもあり、当然見直しが図られるわけでございますが、出資法人のみならず、川崎市全体の自浄努力を市民の皆さんにきちんとお示しできない限り、今後も含め受益者負担の施策においても理解は得られないと、財政局初め関係各局に強く指摘をさせていただきます。次の質問に移ります。

次に、五反田川放水路整備事業について、建設局長に伺います。現在まで事業を継続してきたこの事業ですが、諸事情あり、現在は中止を余儀なくされている状況でございます。中止の経緯については議会で取り上げてきた旨を伺っておりますので、重複の質問はいたしません。現在までの工事の進捗状況と、かかった費用の総額を建設局長に伺います。

岩崎善幸 委員長 吉沢委員に申し上げます。一問一答方式の場合、質疑項目を初めに御提示いただきますようお願いいたします。

吉沢章子 委員 大変失礼いたしました。申しわけございません。

梶川敏雄 建設局長 五反田川放水路事業についての御質問でございますが、初めに進捗状況についてでございますが、この事業は、平成4年度から都市基盤河川改修事業として実施しているものでございまして、工事につきましては分流部の立て坑工事を平成12年度に完了しております。また、区分地上権を含む用地取得の状況は、現在約75%となつて

おりまして、残りの事業用地及び区分地上権の取得につきまして、県及び国との協議を行い、用地取得に向け努力しているところでございます。

次に、現在までの事業費でございますが、用地取得費に約28億8,000万円、工事等で約44億2,000万円、合計約73億円でございます。以上でございます。

吉沢章子 委員 五反田川のはんらんに対して不安を抱いていらっしゃる地域住民の方々のお気持ちを考えますと同時に、現在まで73億円と膨大な費用を費やしているのでございますから、むだにするわけにはいきません。プロジェクトが一刻も早く動き出すよう、担当諸氏には最善の努力をしていただきますことを強く要望いたします。

さて、現在の状況を顧みますと、大きな構築物が東生田小学校の横にあり、そこへの立ち入りを規制するために仮設の壁が存在しております。それが学校の通学路を阻害しているわけでございます。この状況は実に6年にわたるものであります。そこで伺いますが、通学路の確保について今後どうお考えか、また、通行できる目途はいつかお答えください。建設局長に伺います。

梶川敏雄 建設局長 五反田川沿いの通学路の確保についての御質問でございますが、今年度、分流部用地に事務所を新設し、現事務所及び覆工板の撤去工事を実施していますので、通学路の確保につきましては、今年度じゅうに安全対策等を考慮した構造を検討した後、平成16年度の早い時期に着手してまいりたいと考えております。以上でございます。

吉沢章子 委員 来年度中の整備完成を目指すということだと理解いたしました。現在は、わざわざ車道に沿った歩道に迂回して通学路を設定している状況でございますので、児童の安全を確保する上でも大変重要でございますので、早い時期での整備を望みます。また、進入・転落防止のために塀が高くなっているため、夜間の照明の検討など、不法投棄の心配などもございますので、整備に当たっては地域住民の方々や学校ともよく話し合っていたいただきますように、要望申し上げます。

次に、教育長に伺います。項目といたしましては、東生田小学校を初めとする老朽化学校の建てかえについてでございます。そしてまた、意見、要望といたしまして、川崎教育プランについての意見、要望を申し上げさせていただきます。

次に、本年7月の一般質問においても取り上げさせていただきましたが、東生田小学校を初めとする老朽化の学校の建てかえなどについて、教育長に伺います。本年7月26日、宮城県北部地震が起きました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。震度6以上の地震が連続して起こったこの災害では、住宅のみならず、学校、病院などにも被害をもたらしました。何らかの被害を受けた学校は県内で182校、特に築30年前後の学校、病院への被害は大きく、短い柱の大半が剪断、ひび割れで大破したり、天井が落下するなどの被災状況が報告をされました。600人余の負傷された方々は大半が軽傷であったとのことで、不幸中の幸いではございますが、この事態は対岸の火事ではございません。

21世紀前半は日本において地震の活動期とも言われております。本市にとりまして危機管理の観点からも、老朽化学校の建てかえなどは、スケジュールを前倒ししてでも行うべ

き人の命にかかわる急務の課題と考えますが、東生田小学校の改築について、現時点での教育長の見解と考え方の方向性、そして今後のスケジュールについて伺います。さらに、老朽化学校全体についての今後の考え方、方向性についても伺います。

河野和子 教育長 東生田小学校の改築等についての御質問でございますが、初めに、東生田小学校改築でございますが、国庫支出金の導入に必要な、耐力度調査を終えた当面の改築予定校4校に位置づけられておりまして、平成17年度を目途に整備方針を決定することとなっておりますので、複合化の取り組みも含め、引き続き関係局と協議してまいりたいと考えております。

次に、今後の改築予定校の整備でございますが、安全で快適な教育環境を提供する観点から、改築に加え大規模改修の手法を取り入れることも検討しております。大規模改修により校舎の長寿命化を図ることにより、通常の改築に要する経費で多くの学校を整備対象校とすることが可能となりますので、その具体的な整備手法について検討を進めているところでございます。以上でございます。

吉沢章子 委員 東生田小学校の複合化についてですが、近隣の松下体育館が閉鎖され、公的なスポーツ施設の少ない多摩区において、学校の体育館を充実させ、地域に開放するといったことや、高齢者のグループホームの併設など、検討段階において地域のニーズをしっかりと把握しながら、地域住民の皆さんとともに進めていただきたいと要望いたします。

また、老朽化学校全体について御答弁をいただきました中で、今後、大規模改修を視野に入れていくとのことでした。これは現実的なプランだと思います。予算的にも改修工事の方が安く抑えられ、年々増加する老朽化建築に、より早く対応できます。さきの宮城県北部地震におきまして、耐震補強を施した中学校は無傷だったとの報告もございます。耐震補強をしながら改修をしていくことは、安全をより早く提供するという観点からも有効な施策であります。複合化や地域の皆さんとともに子どもを育てる、開かれた学校を前提とした建てかえ及び大規模改修については、何度も申し上げますが、命に直接かかわる施策でございますので、まさに予算を前倒ししてでも取り組んでいただきますよう、強く要望申し上げます。

さて、意見、要望でございますけれども、子どもの命を守るという今の視点から、命を生かす、はぐくむという視点に立って申し上げたいと思います。かわさき教育プラン策定に当たりまして、教育委員会委員長、教育長、そして御担当の東山副市長に意見、要望を申し上げます。

本市の教育の根幹をなすかわさき教育プランが、今、平成16年の中間報告に向けて策定されつつあります。私は、教育として子どもたちにとって何が大事かということをもとにして常々考えておりますが、最も大事なものは、人としての心を育てることではないかと思っております。昨今、ホームレスに対する暴力や、いじめ、凶悪事件の低年齢化など、子どもたちがかわる事件が後を絶ちません。それらの報道を目の当たりにするたびに、子どもたちが命の尊厳と心の重さをどう学びとっていったらよいのかを考えます。とても難しい問題です。

ここに一つの答えがございます。NPO法人ジェントルハートプロジェクトというグループは、いじめによってお子さんを亡くされた親御さんたちがつくられました。川崎区に事務所を置かれております。そのつらい体験を通してこそ語ることができる命の尊厳とジェントルハート、すなわち優しい心の尊さを訴えられ、報道にも取り上げられているところだそうです。ここで、その親御さんの書いた文を御紹介させていただきます。小森美登里さんという方で、一人娘のお子さんを亡くされたお母様でいらっしゃいます。「親の思い。我が子のいじめ、自殺という経験をした私は、そのことから多くのことを学んだように感じます。我が子だけでなく、亡くなっていった多くの子どもたちとの出会いから、心の存在を知ることになりました。人は肉体だけで生きているのではなく、そこに心が存在しているということです。血は出なくても、目には見えなくても、言葉の暴力というもので心が傷つけば人は死ぬという現実が見えました。今、子どもたちの心が見えない血を流し続けています。優しい心から生まれる言葉は人をいやしますが、思いやりのない心から生まれる言葉は凶器になり得るのです。肉体に障害を持っていても、心が健全であれば人はわくわくと生きることができます。しかし、心を傷つけられれば、健康な肉体が死へと追い詰められることがあるのです。心に対しても肉体に対しても、人が人を傷つけてよい理由は、この世に一つも存在しないのではないのでしょうか。私たちは次の時代に何を引き継ぐのか、この子どもたちのメッセージから感じてほしいのです。」ということでございます。つらい経験を、ここまで思いを昇華されたことには、本当に敬服をする次第でございます。

ことし市内の小学校1校、中学校3校で講演を実施し、今後、小学校4校と中学校2校で講演を予定されているそうですが、まさにこういう取り組みが生きた教育と言えるのではないのでしょうか。人は何によって学ぶのでしょうか。それは体験だと思います。体験こそが人を育て、深い学びを知るのではないのでしょうか。実際に、いじめによって一番大切なものを失った方の生の声を聞き、その方の体験を知るとき、子どもたちは人として最も大切なものを深く学ぶことになるのだと確信いたします。また、ほかのグループの活動といたしまして、各国の外交官を小学校、中学校に招き、地域ぐるみで国際理解を深める国際交流プロジェクトを行うNPO法人などもあります。こちらは東京都の教育委員会が後援をしているそうでございます。多彩なNPO活動が今教育の現場に取り入れられています。

私は、川崎市の目指す教育の根幹に、心を育てるということがあると思います。そのために、すばらしい活動をされているNPOの方たちや地域の方々、人生のさまざまな体験者の方が、もっともっと教育の現場に直接かかわっていけるようなシステムづくりと、体験を通して学ぶということの大切さを、かわさき教育プランにしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。そのことを要望とさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。